

令和8年度茅野市シティプロモーション事業委託業務
に係る公募型プロポーザル方式実施要項

1 目的

これまで本市が主に対面によるシティプロモーションを実施してきた東京都、横浜市、名古屋市では、40歳代以上の認知度は一定程度ある一方、若い世代の認知度は比較的低いと感じており、アプローチに苦慮してきた。

本業務では、八ヶ岳を含む自然環境やそこで営まれる産業、縄文文化の活用、または外から見た本市の魅力や可能性を発見し、それらを活かしたシティプロモーションを実施することで、若い世代への認知度向上を図ること、その後の関わりへ繋げていくことを目的とする。

2 事業概要

(1) 事業名

令和8年度茅野市シティプロモーション事業委託業務

(2) 事業期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

ただし、令和8年度の業務実績が良好である場合は、令和9年度も契約するものとする。

(3) 事業予算

2,300,000円（消費税及び地方消費税含む）

※この金額は、見積り合わせ時の予定価格となるものではない。

令和9年度の事業予算も同額程度とする。

(4) 事業の基本事項

i 主なターゲット

20歳代～30歳代

ii 期待する効果

本市の認知度向上を図り、その後の関わり（来訪、SNSのフォロー、ふるさと納税等）へと繋げること。

iii 業務場所

市との協議による。目的を満たし最大限の効果を得られること。

iv 業務の内容

次に掲げる業務を行うものとする。

①市の認知度向上、その後の関わりへ繋げるためのシティプロモーションを計画・実施する。

②事業内容に応じた効果測定を行うこと。

③その他必要な業務（市と協議の上、実施するものとする。）

v 成果品

当業務の成果品は次のとおりとし、受託者は、令和9年3月31日までに実施した事業に係る業務完了後速やかに市へ提出すること。また、このほかに必要となる書類がある場合は、市と協議して決定すること。

①実績報告書 一式

②関連資料 一式

③デジタルデータ（CD-R等に納めたもの） 一式

vi 特記事項

- ①本事業は、令和8年度及び令和9年度の2ヶ年の事業とする。したがって、2年間の計画・提案をすること。ただし、契約は単年度契約とし、令和8年度の事業評価により同事業者との契約を約束するものではない。
- ②業務の遂行にあたり本市と十分に協議を行い、本市の意見や要望を取り入れながら実施すること。

3 プロポーザル実施方法及び選定の概要

(1) 事業者の選定方法

本業務は、「茅野市プロポーザル方式実施要綱」第3条第6号に該当する詳細な業務仕様を定めることが困難な業務であり、同要綱に基づき、業務提案を公募し、総合的な見地から判断して最も適した提案をした事業者（以下、「特定者」という。）を特定することとする。

(2) 参加資格要件

本公募に参加できる者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、提案者が、提案書の提出から契約の締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- i 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当しないこと。
- ii 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成21年茅野市告示第98号）の規定による入札参加停止を受けていないこと。
- iii 茅野市暴力団排除条例（平成24年茅野市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(3) スケジュール

令和8年3月23日（月）～	プロポーザル参加者公募開始
令和8年3月31日（火）15時	質問受付締切
令和8年4月2日（木）	質問回答公表
～令和8年4月3日（金）17時	参加申請書締切
令和8年4月6日（月）	参加資格審査結果通知
令和8年4月10日（金）17時	提案書受付締切
令和8年4月14日（火）	プロポーザル審査会
令和8年4月17日（金）頃	審査結果の公表
令和8年4月下旬	契約締結

(4) 質問書の受付及び回答

- i 受付期限
令和8年3月31日(火) 15時
- ii 提出先
事務局(茅野市企画部地域創生課)
- iii 提出方法
質問書(任意様式)を電子メールにより提出すること。なお、電子メール送信後、事務局に電話で質問書の到達を確認すること。また、電話等の個別の質問は受け付けない。
- iv 回答方法
令和8年4月2日(木)茅野市公式ホームページ上に公開する。なお、再質問は受け付けない。

4 参加表明

本プロポーザルの参加を希望するものは、下記のとおり参加申請書等を各1部提出すること。

(1) 提出書類

- i 参加申請書(様式第2号) ※電子メールアドレスを記載すること。
- ii 提案者の概要がわかる資料(会社パンフレット等)
- iii 甲型協定書(JVの場合のみ)

(1) 提出期限

令和8年4月3日(金)午後5時

(2) 提出先

事務局(茅野市企画部地域創生課)

(3) 提出方法

提出期限までに事務局に電子メールにより提出すること。なお、電子メール送信後、事務局に電話で参加申請書の到達を確認すること。

(4) 参加資格審査結果通知

審査結果は、令和8年4月6日(月)に、参加申請書に記載されている電子メールアドレスに通知する。

5 応募書類

本プロポーザルに参加するものは、下記のとおり提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

- i 企画提案書(様式あり) 1部
- ii 提案者の概要がわかる資料(会社パンフレット等) 3部
- iii 審査書類 各11部(正本1部・審査会による選考用9部、予備1部)

①提案書

- ・A4判の任意様式とし、A3判の折畳み可とする。
- ・連絡先(担当者氏名、電話・FAX番号、電子メールアドレス等)を必ず記載すること。
- ・業務目的や事業の基本事項を踏まえ、2ヶ年の詳細な業務内容を提案すること。
- ・本業務を実施するにあたり、特にアピールしたい事柄又は優位性について、図等を用いてわかりやすく明記すること。

②見積書

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入すること。
- ・内訳書を添付すること。

③業務体制

- ・実担当者の氏名、資格、経験等を記載すること。
- ・再委託を含めた実施体制を記載すること。

④実施行程

⑤業務実績調書

- ・本業務と同種業務の実績について、「名称、発注者名、期間、契約金額、内容等」を記入すること。ただし、公表できる範囲で構わない。

(2) 提出期限

令和8年4月10日（金）17時まで

ただし、持参による受付は、平日午前9時～午後5時とする。

(3) 提出先

事務局（茅野市企画部地域創生課）

(4) 提出方法

事務局まで持参または郵送により提出すること。ただし、郵送の場合、提出期限までに事務局へ到着するように送付すること。なお、事務局に電話で書類の到達を確認すること。

6 審査

(1) 審査会の概要

i 審査会

令和8年4月14日（火）

ii 審査会場

茅野市役所内

iii 審査方法

提案書により選考する。ただし、審査過程において提案書の内容に疑義が生じた場合は、提案者に照会する場合がある。

iv 結果の公表

提案のあったすべての応募者に文書で通知する。

(2) 評価基準

別表のとおり

7 留意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

i 提出期限を過ぎて書類が提出された場合

ii 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

iii 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

iv 公告内容に違反すると認められる場合

(2) 著作権や特許権等の取扱い

著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物や特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となる履行方法を使用するときは、提案者がその使用に関する責任を負うものとする。

(3) 提出書類

- i 提出後の変更、差し替え、追加又は再提出は認めないものとする。
- ii 提出された書類は返却しないものとする。
- iii 提案は1提案者につき1案のみの提出とする。

(4) 辞退

参加申請書を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(5) 費用負担

参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(6) その他

提案者は、参加申請書の提出をもって、本要項の記載内容に同意したものとする。

8 契約の締結について

- (1) 事業の実施に際しては、提案書の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではない。したがって、審査の結果、特定者と市が業務の内容の詳細を別途、協議、調整のうえ、提案の内容を一部変更して契約する場合がある。
- (2) 前記協議において、契約条件が整わない場合は、次点の事業者と協議を行うものとする。

9 特記事項

(1) 業務に関する法規への対応

受託者は、受託業務の実施において、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報に関する法律等の関連法規、労働関係法及び関連する法令等を遵守すること。

(2) 著作権等

- i 本事業で制作された動画、写真その他の成果物について、発注者はシティプロモーション、広報及びその他市の事業のため、公式ウェブサイト、SNS、印刷物、広告媒体、イベント上映その他の媒体において、期間及び地域の制限なく利用、編集、複製及び公開することができるものとする。
また、出演者は自己の肖像及び氏名等が当該成果物に含まれる場合、発注者による前項の利用についてもこれを許諾するものとする。
- ii 受託者が著作権を有するものであって、その全部または一部を成果物として提供する場合には、本市は行政運営における利用目的の範囲内でこれを改変し使用することができるものとする。
- iii 第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じたときは、当該紛争の原因が専ら本市の責に帰する場合を除き、受託者の責任及び負担により一切を処理するものとする。

(3) 機密保持

- i 受託者は、受託業務の実施の過程で本市が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）、関連業者が提示した情報及び受託者が作成した情報を、本受託業務の目的以外に使用または第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。また、契約期間終了後も同等の措置を講ずること。
- ii 受託者は、本受託業務を実施するに当たり、本市から入手した資料等については、管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。
 - ①受託者における提供情報等の複製は原則禁止する。ただし、受託者において複製が必要であると判断した場合は、あらかじめ本市と協議を行い、その承認を得ること。
 - ②受託業務に必要ななくなり次第、速やかに本市へ返却すること。
 - ③受託業務完了後は、情報を削除または返却し、受託者において当該情報を保

- 持しないこと。
- iii 茅野市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年4月施行）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

10 問合せ先

〒391-8501 長野県茅野市塚原 2-6-1
茅野市 企画部 地域創生課（担当：吉澤・丹羽）
電話：0266-72-2101 F A X：0266-82-0234
電子メール：sousei@city.chino.lg.jp